

* 「NHK 問題を考える奈良の会」からのレポート

標記の件〔注、3.4 第 1 回口頭弁論と 3.5 講演会〕、裁判傍聴には 55 名の参加、講演会には 100 名の聴講者の参加をいただきました。皆様のご支援・ご協力に感謝申し上げます。

3/4 奈良地裁で「放送受信料請求事件」（以降受信料裁判と略称）の第 1 回口頭弁論が開かれました。当方（被告）は佐藤真理弁護士が約 10 分間「意見陳述を行い」NHK（原告）が放送法に違反する放送をしていることに対し、視聴者は受信料の支払いを一次停止する権利があることを主張しました。

他方 NHK 側の意見陳述はありませんでした。次回以降 NHK がどのような主張をするのか注目されるところです。

55 名の傍聴者が詰めかけていただき、定員 24 名の法廷に入ることができなく 30 余名の方々には法廷の外で支援をしていただきました。

東京から醍醐 聡 先生、兵庫から 3 名、滋賀 3 名、大阪 1 名、堺 1 名皆様の力強いご支援をいただきました。

今後の予定など詳細につきましては、追って支援ニュースなどでご報告します。

3/5 講演会は、「私たしは、NHK にどう向き合うか～受信料義務化の阻止に向けて～」と題してご講演いただき、厳しく正確な報道監視の要諦を学ぶことができ、視聴者運動に大変参考になると思いました。

また受信料問題につきましても理論的に解りやすく解明いただき、今後の受信料裁判支援運動を進めるパワーをいただきました。

講演の前に、裁判の当事者（被告）宮内正厳さんからの報告、後には、3/4 東京での NHK への申し入れ、院内集会の様子を「メディアを考える市民の会・ぎふ」の丹原美穂さんから報告していただきました。

以上 取り急ぎお礼と簡単ですがご報告まで。

「NHK 奈良の会」世話人 齋藤紀彦

* 裁判で被告になられた宮内正厳さんからのメッセージ

第一回公判や醍醐先生の講演会にご多忙の中多数の人が参加いただいたこと本当に感謝申し上げます。有難うございます。

NHK が政府や政権党からの圧力に屈せず、公共放送としての本来の役割を果されることを強く念願し裁判に及びました。裁判の動向は大げさにいえば、日本の放送界や言論界にも影響を与えるものと確信しています。被告となった裁判は初めての経験です。弁護団や NHK 問題を考える奈良の会、全国の支援者に支えられながら今後も頑張る決意です。

今後ともご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

被告になった宮内正厳より